

佐久市学校給食臼田センター建設事業に伴う厨房機器等整備工事
プロポーザル審査委員会設置要領（案）

（設置）

第1条 佐久市学校給食臼田センター建設事業に伴う厨房機器等整備工事公募型プロポーザル（以下「企画提案」という。）について、公正かつ適正な審査及び評価を行うため、佐久市学校給食臼田センター建設事業に伴う厨房機器等整備工事プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

（審査事項）

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）プロポーザル実施要領等の承認に関すること
- （2）優秀提案者の決定に関すること
- （3）その他必要な事項に関すること

（組織）

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員8名で組織する。

非公表

2 委員は市長が選任する。

（任期）

第4条 委員の任期は、選任の日から企画提案の審査及び評価の終了日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料等の提出を求め、または関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 審査委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 委員は職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 審査委員会の事務局は、佐久市教育委員会学校教育部学校給食課に置く。

(補足)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附則

この要領は、令和3年11月4日から施行する。